

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年8月20日(火) 10時から10時33分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (8人)

会長	6番	吉見 洋和
会長職務代理者	10番	永井 利一
	2番	久原 美樹
	3番	峯 俊一郎
	7番	森 正三郎
	8番	碩 悟
	9番	岡野 正郎
	11番	川島 博

4.欠席委員 (2人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第18号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第5 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局 長 永井健一郎

次 長 川畑 金徳

主 事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	おはようございます。ただいまから第8回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は8名で、定足数に達しており、本日の総会は成立していることをご報告いたします。それでは吉見会長に挨拶をお願いします。
議長	【挨拶】
事務局	ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。
議長	これより会議を開きます。日程1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号2番、久原委員、議席番号3番、釜委員の2名を指名いたします。
	次に日程2。会期は本日の1日間といたします。
	次に日程3の議案第17号1、農地法第3条の規定による許可についてを議題とし、調査員から説明を求めます。碩委員。碩委員から調査報告をお願いします。
8番委員	8月2日に、私と平推進委員、それから事務局から堀江さんが来て、調査をしました。議案第17号1、農地法第3条の規定に許可について 土地の表示 ①「瀬戸内町大字阿木名字石原450番」、田、585㎡ 合計1筆585㎡ 対価は売買で、1筆〇〇〇〇円で、10a当たり〇〇〇〇円でございます。 譲渡人：大阪府枚方市〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏 理由：売買 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 ここにですね、家畜と農具につきましては、草刈り機2台となっていますけど、耕うんが必要な場合はどうしますか、と確認しましたら、そしたら行政と民間に委託しますと。ただ今のところ、マンゴーを植えるというらしいですので、耕うん機とか必要ないということです。次、第2項第1項、全部効率利用について。現在ですね、〇〇〇〇が使用貸借をして、利用してますが、今のところ管理が行き届いておりません。購入後は、ハウス棟を設置し、マンゴーを植えるということでした。あと農作業従事者について、現在、父親が一手に引き受けて、アボカドとかを植えています。あと1年後をめどに、〇〇さんに農地を譲るということでした。そういうわけで、機械力、労働力、技術力は問題ないと思います。第2項から第7項までに関しては、確認させていただきました。以上です。終わります。
議長	調査報告が終わりました。この案件について質疑はありませんか。
11番委員	はい。
議長	川島委員。
11番委員	11番。この譲渡人の貸付地の585㎡、これは〇〇〇〇に貸してるけど解約はもうされてるんですか。
8番委員	まだ解約はしておりません。
11番委員	はい。
議長	川島委員。
11番委員	解約が先じゃないですか。順番に言うと。

8 番委員	私はあの、事務局に確認いたしましたけれども、利用権設定するにしても、購入した人がまた利用権設定をそのまま引き継ぐのか、解約するのか、それは後からでも結構ですということで、確認しました。以上です。
議長	他に質疑ありませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 17 号 1 について、賛成の方は挙手お願いいたします。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 17 号 1 は可決いたしました。
	次に、議案第 17 号 2、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とし、調査員から説明を求めます。碩委員。
8 番委員	これにつきましてもですね、議案第 17 号 1 と同じ理由でございます。並列した土地でございます、石原の 451 番です。田、397 m² 合計 1 筆 397 m² 譲渡人：奄美市名瀬〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 対価が〇〇〇〇円、10a 当たり〇〇〇〇円でございます。あとにつきましては、先ほどの議案第 17 号 1 で説明しました通りでございます。以上です。
議長	調査報告は終わりました。この件について質疑はございませんか。
9 番委員	議長。
議長	はい、岡野委員。
9 番委員	これ、畑じゃなくて田んぼなんですか。田って書いてあるけど。
事務局	ちょっと待ってください。田です。 現況も畑状態です。 登記簿は田です。 登記簿は田で現況は畑です。
議長	現況が畑。 他に質疑ありませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 17 号 2 について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 17 号 2 は可決いたしました。
	次に、日程 4 の議案第 18 号。農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを説明いたします。資料は 7 ページから 10 ページでご説明いたします。まず 7 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積利用権設定について公告日を令和 6 年 8 月 27 日を予定しております。内容につきましては、3 件で畑 3 筆で、貸し手 3 人、借り手 2 人、合計面積 4,384 m²となっております。内容の明細については 8 ページ、9 ページに計画総括表として記載しておりますので、後ほどお目通しください。それでは個々にご説明いたします。資料の 8 ページになります。

	整理番号 50 農地の所在地「大字蘇刈字宇津 531 番 4」、現況地目「畑」、1,129 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大によるものです。存続期間は 20 年間となっております。 整理番号 51 農地の所在地「大字阿木名字渡シ 1654 番 4」、現況地目「畑」、1,338 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大によるものです。存続期間は 15 年間となっております。 整理番号 52 農地の所在地「大字阿木名字組川 869 番 1」、現況地目「畑」、1,917 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大によるものです。存続期間は 15 年間となっております。 以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えます。ご審議くださるよう、お願いいたします。
議長	事務局からの説明は終わりました。この案件について質疑はございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですのでこれより採決を行います。議案第 18 号について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 18 号は可決いたしました。
	次に日程 5 の報告第 15 号について、事務局から説明を求めます。
	報告第 15 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 土地の表示 ①「瀬戸内町大字武名字クビリ 538 番」、田、211 m² ②「瀬戸内町大字武名字前田 565 番 2」、畑、343 m² ③「瀬戸内町大字武名字前田 583 番」、畑、915 m² ④「瀬戸内町大字武名字前田 604 番」、田、204 m² 合計 4 筆 1,673 m² 権利を取得した者：三重県桑名市〇〇〇〇丁目〇番地 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：平成 26 年 6 月 27 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権） 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望する 届出の年月日：令和 6 年 7 月 10 日
議長	事務局より、報告第 15 号の説明がありました。報告について、何か質疑はありますか。 【質疑なし】の声が聞こえる ないようですので、以上で報告は終了いたします。
	次に、日程 6 の協議会に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
	協議会 (1) 行事予定について (2) その他
事務局	以上を持ちまして、第 8 回農業委員会総会を終わります。 一同 礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和6年8月20日

署名委員

署名委員